

二十 第45条《低開発地域等における工業用機械等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(生産等設備の範囲)</p> <p>45 - 1 措置法令第28条の14第2項.....</p> <p>(他の特別償却等との関係)</p> <p>45 - 2<u>第42条の11第1項、第42条の12第1項</u>.....</p> <p>(注) <u>措置法令第28条の14第2項</u>の一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,300万円(措置法第45条第1項の表の第9号の第1欄、同表の第10号の第1欄及び同表の第11号の第1欄に掲げる地区又は地域において事業の用に供する設備については1,000万円、同表の第8号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については1,900万円、同表の第6号の第1欄及び同表の第7号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については2,100万円)を超えるかどうかの判定は、.....</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>45 - 3 措置法令第28条の14第2項.....同項の取得価額の合計額が2,300万円(措置法第45条第1項の表の第9号の第1欄、同表の第10号の第1欄及び同表の第11号の第1欄に掲げる地区又は地域において事業の用に供する設備については1,000万円、同表の第8号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については1,900万円、同表の第6号の第1欄及び同表の第7号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については2,100万円)を超えるかどうかを判定するときは、.....</p>	<p>(生産等設備の範囲)</p> <p>45 - 1 措置法令第28条の15第2項.....</p> <p>(他の特別償却等との関係)</p> <p>45 - 2<u>第42条の9第1項</u>.....</p> <p>(注) <u>措置法令第28条の15第2項</u>の一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,300万円(措置法第45条第1項の表の第9号の第1欄、同表の第10号の第1欄及び同表の第11号の第1欄に掲げる地区又は地域において事業の用に供する設備については1,000万円、<u>同表の第7号の第1欄及び同表の第8号の第1欄</u>に掲げる地区において事業の用に供する設備については1,900万円、同表の第6号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については2,100万円)を超えるかどうかの判定は、.....</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>45 - 3 措置法令第28条の15第2項.....同項の取得価額の合計額が2,300万円(措置法第45条第1項の表の第9号の第1欄、同表の第10号の第1欄及び同表の第11号の第1欄に掲げる地区又は地域において事業の用に供する設備については1,000万円、同表の第7号の第1欄及び同表の第8号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については1,900万円、同表の第6号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については2,100万円)を超えるかどうかを判定するときは、.....</p>

改 正 後	改 正 前																
<p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>45 - 6</p> <p>.....</p> <p>措置法令第28条の14第4項.....</p> <p>(特別償却の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>45 - 8措置法令第28条の14第11項.....</p> <p>(取得価額の合計額が10億円等を超えるかどうかの判定)</p> <p>45 - 9</p> <p>措置法令第28条の14第2項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,300万円(措置法第45条第1項の表の第9号の第1欄、同表の第10号の第1欄及び同表の第11号の第1欄に掲げる地区又は地域において事業の用に供する設備については1,000万円、同表の第8号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については1,900万円、同表の第6号の第1欄及び同表の第7号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については2,100万円)を超えるかどうかの判定についても同様とする。</p> <p>(低開発地域等の地区)</p> <p>45 - 12</p> <p>別表1 措置法第45条第1項の表の第6号に該当する産炭地域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">道 県 名</th> <th style="text-align: center;">市又は郡名</th> <th style="text-align: center;">町 村 名</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">北 海 道</td> <td style="text-align: center;">美 唄 市 岩 見 沢 市 釧 路 市</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	道 県 名	市又は郡名	町 村 名	備 考	北 海 道	美 唄 市 岩 見 沢 市 釧 路 市			<p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>45 - 6</p> <p>.....</p> <p>措置法令第28条の15第4項.....</p> <p>(特別償却の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>45 - 8措置法令第28条の15第11項.....</p> <p>(取得価額の合計額が10億円等を超えるかどうかの判定)</p> <p>45 - 9</p> <p>措置法令第28条の15第2項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,300万円(措置法第45条第1項の表の第9号の第1欄、同表の第10号の第1欄及び同表の第11号の第1欄に掲げる地区又は地域において事業の用に供する設備については1,000万円、<u>同表の第7号の第1欄及び同表の第8号の第1欄</u>に掲げる地区において事業の用に供する設備については1,900万円、同表の第6号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については2,100万円)を超えるかどうかの判定についても同様とする。</p> <p>(低開発地域等の地区)</p> <p>45 - 12</p> <p>別表1 措置法第45条第1項の表の第6号に該当する産炭地域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">道 県 名</th> <th style="text-align: center;">市又は郡名</th> <th style="text-align: center;">町 村 名</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">北 海 道</td> <td style="text-align: center;">美 唄 市 岩 見 沢 市 釧 路 市</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	道 県 名	市又は郡名	町 村 名	備 考	北 海 道	美 唄 市 岩 見 沢 市 釧 路 市		
道 県 名	市又は郡名	町 村 名	備 考														
北 海 道	美 唄 市 岩 見 沢 市 釧 路 市																
道 県 名	市又は郡名	町 村 名	備 考														
北 海 道	美 唄 市 岩 見 沢 市 釧 路 市																

改 正 後				改 正 前			
	空知郡 樺戸郡 勇払郡 白糠郡	奈井江町 栗沢町 月形町 穂別町 白糠町 音別町	昭40.3.31該当		空知郡 樺戸郡 勇払郡 白糠郡 宗谷郡 天塩郡 留萌郡 雨竜郡 夕張郡 苫前郡 厚岸郡 阿寒郡 釧路郡	奈井江町 栗沢町 月形町 穂別町 白糠町 音別町 猿払村 幌延町 豊富町 小平町 沼田町 栗山町 羽幌町 厚岸町 阿寒町 釧路町	昭40.3.31該当 平3.8.1該当 昭40.3.31該当 " " 昭46.3.31該当 " " 平3.8.1該当
	雨竜郡 夕張郡	沼田町 栗山町	昭40.3.31該当 "	山口県	美禰市 厚狭郡	楠町 山陽町	平3.8.1該当 平3.8.1該当
	厚岸郡 阿寒郡 釧路郡	厚岸町 阿寒町 釧路町	昭46.3.31該当 " 平3.8.1該当	福岡県	福岡市のう ち旧粕屋郡 田川市 直方市 山田市 中間市 飯塚市 田川郡	志賀町 添田町	

改 正 後				改 正 前			
		川崎町 香春町 金田町 糸田町 赤池町 方城町 大任町 赤村 宝珠山村 嘉穂町 筑穂町 穂波町 桂川町 稲築町 碓井町 庄内町 穎田町 鞍手町 宮田町 小竹町 若宮町 芦屋町 水巻町 遠賀町 篠栗町 玄海町	平3.8.1該当			川崎町 香春町 金田町 糸田町 赤池町 方城町 大任町 赤村 宝珠山村 嘉穂町 筑穂町 穂波町 桂川町 稲築町 碓井町 庄内町 穎田町 鞍手町 宮田町 小竹町 若宮町 芦屋町 水巻町 遠賀町 篠栗町 玄海町	平3.8.1該当
	朝倉郡 嘉穂郡				朝倉郡 嘉穂郡		
	鞍手郡				鞍手郡		
	遠賀郡		平3.8.1該当		遠賀郡		平3.8.1該当
	粕屋郡 宗像郡		平3.8.1該当		粕屋郡 宗像郡		平3.8.1該当
				佐賀県	多久市 伊万里市		

改 正 後				改 正 前			
					<u>小城郡</u> <u>東松浦郡</u> <u>杵島郡</u>	<u>小城町</u> <u>相知町</u> <u>北波多村</u> <u>肥前町</u> <u>北方町</u> <u>大町町</u> <u>江北町</u>	<u>平3.8.1該当</u> <u>平3.8.1該当</u>
長崎県	西彼杵郡	崎戸町 伊王島町 大島町 大瀬戸町	昭40.3.3該当 " " " " 平3.8.1該当	長崎県	<u>松浦市</u> <u>西彼杵郡</u> <u>北松浦郡</u>	<u>崎戸町</u> <u>伊王島町</u> <u>大島町</u> <u>大瀬戸町</u> <u>江迎町</u> <u>福島町</u> <u>鹿町町</u> <u>小佐々町</u> <u>佐々町</u> <u>吉井町</u> <u>世知原町</u>	昭40.3.3該当 " " " " 平3.8.1該当 昭41.3.3該当
				熊本県	<u>牛深市</u> <u>天草郡</u>	<u>苓北町</u> <u>河浦町</u>	

(注) 産炭地域として定められた日は、昭和37年2月26日である。

(注) 産炭地域として定められた日は、昭和37年2月26日である。

二十一 第45条の2《中小企業者の機械等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用) 45の2 - 2 <u>措置法規則第20条の16第1項</u>.....</p> <p>(取得価額の判定単位) 45の2 - 4 <u>措置法令第28条の15第1項</u>.....</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額) 45の2 - 5 <u>措置法令第28条の15第1項</u>.....</p> <p>(事業の判定) 45の2 - 7 (注)1 <u>措置法規則第20条の16第1項</u>..... 2 <u>措置法規則第20条の16第2項第4号</u>.....</p> <p>(その他これらに類する事業に含まれないもの) 45の2 - 8 <u>措置法規則第20条の16第2項第2号の<u>かっこ書</u></u>.....</p> <p>(共同利用の医療用機器の意義) 45の2 - 12<u>措置法令第28条の15第4項</u>.....</p> <p>(特定病床に収容された患者のための施設の用とその他の用に共用されている建物の判定) 45の2 - 15<u>措置法令第28条の15第7項</u>.....</p>	<p>(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用) 45の2 - 2 <u>措置法規則第20条の15第1項</u>.....</p> <p>(取得価額の判定単位) 45の2 - 4 <u>措置法令第28条の16第1項</u>.....</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額) 45の2 - 5 <u>措置法令第28条の16第1項</u>.....</p> <p>(事業の判定) 45の2 - 7 (注)1 <u>措置法規則第20条の15第1項</u>..... 2 <u>措置法規則第20条の15第2項第4号</u>.....</p> <p>(その他これらに類する事業に含まれないもの) 45の2 - 8 <u>措置法規則第20条の15第2項第2号の<u>かっこ書</u></u>.....</p> <p>(共同利用の医療用機器の意義) 45の2 - 12<u>措置法令第28条の16第4項</u>.....</p> <p>(特定病床に収容された患者のための施設の用とその他の用に共用されている建物の判定) 45の2 - 15<u>措置法令第28条の16第7項</u>.....</p>

二十二 第46条《中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(内部取引等による益金の総収入金額からの除外)</p> <p>46(2) - 3 収入金額基準を判定する場合において、準備金勘定又は引当金勘定の取崩しによる益金算入額、措置法第65条の7第4項の規定による買換資産の益金算入額、法第48条等の規定による特別勘定の益金算入額及び令第188条第2項の規定による事業継続要件を満たさない場合等の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金は、総収入金額に算入しないものとする。</p>	<p>(内部取引等による益金の総収入金額からの除外)</p> <p>46(2) - 3 収入金額基準を判定する場合において、準備金勘定又は引当金勘定の取崩しによる益金算入額、措置法第65条の7第4項の規定による買換資産の益金算入額、<u>同法第66条第2項又は第3項の規定による出資要件を満たさない場合等の益金算入額及び法第48条等の規定による特別勘定の益金算入額</u>並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金は、総収入金額に算入しないものとする。</p>

二十三 第46条の2《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(公共職業安定所の長の証明)</p> <p>46の2 - 2 措置法令第29条の2第2項、<u>第8項及び第9項</u>.....</p> <p>(短時間労働者等の意義)</p> <p>46の2 - 4 <u>措置法令第29条の2第8項</u>..... <u>同条第9項</u>.....</p>	<p>(公共職業安定所の長の証明)</p> <p>46の2 - 2 措置法令第29条の2第2項、<u>第4項及び第5項</u>.....</p> <p>(短時間労働者等の意義)</p> <p>46の2 - 4 <u>措置法令第29条の2第4項</u>..... <u>同条第5項</u>.....</p>

二十四 第46条の3《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(いわゆる変態現物出資による取得)</p> <p>46の3 - 1</p>	<p>(いわゆる変態現物出資による取得)</p> <p>46の3 - 1</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....基本通達10 - 7 - 1法第51条第 1 項.....</p> <p>.....</p> <p>(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)</p> <p>46の 3 - 6 国内生産割合を計算する場合において、準備金勘定又は引当金勘定の取崩しによる益金算入額、措置法第65条の 7 第 4 項の規定による買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額、法第48条等の規定による特別勘定の益金算入額及び令第 188条第 2 項の規定による事業継続要件を満たさない場合等の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金の額は、総収入金額に算入しないものとする。</p>	<p>.....基本通達10 - 7 - 1 <u>又は66 - 6</u>法第51条第 1 項又は措置法第66条第 1 項.....</p> <p>(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)</p> <p>46の 3 - 6 国内生産割合を計算する場合において、準備金勘定又は引当金勘定の取崩しによる益金算入額、措置法第65条の 7 第 4 項の規定による買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額、<u>同法第66条第 2 項又は第 3 項の規定による出資要件を満たさない場合等の益金算入額及び法第48条等の規定による特別勘定の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金の額は、総収入金額に算入しないものとする。</u></p>

二十五 第47条《優良賃貸住宅等の割増償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(各独立部分の範囲)</p> <p>47(1) - 2 <u>措置法令第29条の 4 第 1 項</u>.....</p> <p>(特定優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期)</p> <p>47(1) - 8 <u>措置法第47条第 1 項第 1 号に規定する特定優良賃貸住宅は、その共同住宅又は長屋に係る各独立部分の数が10以上である場合における当該各独立部分に限られるのであるが、当該各独立部分の数が10以上であるかどうかは、同項の規定の適用を受ける各事業年度終了の日（当該各独立部分を賃貸の用に供した日以後 5 年を経過する日の属する事業年度については、その 5 年を経過する日）の現況によって判定するものとする。</u></p> <p><u>同項第 2 号に規定する賃貸住宅について、同号イ又はロに掲げる建築物に係る各独立部分（住宅として賃貸の用に供されているものに限る。）の数が 10以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p>(注)</p>	<p>(各独立部分の範囲)</p> <p>47(1) - 2 <u>措置法令第29条の 4 第 2 項本文</u>.....</p> <p>(都心共同住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期)</p> <p>47(1) - 8 <u>措置法第47条第 1 項第 2 号に規定する賃貸住宅は、同号イ又はロに掲げる建築物に係る各独立部分（住宅として賃貸の用に供されているものに限る。）の数が10以上である場合における当該各独立部分に限られるのであるが、当該各独立部分の数が10以上であるかどうかは、同項の規定の適用を受ける各事業年度終了の日（当該各独立部分を賃貸の用に供した日以後 5 年を経過する日の属する事業年度については、その 5 年を経過する日）の現況によって判定するものとする。</u></p> <p>(注)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(公募要件に該当する旨を明らかにする書類の書式) 47(1)- 9 措置法規則第 20 条の 20 第 11 項本文.....</p>	<p>(公募要件に該当する旨を明らかにする書類の書式) 47(1)- 9 措置法規則第 20 条の 18 第 10 項本文.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">優良賃貸住宅等の賃貸が公募要件に該当する 事実を証する明細書の記載の仕方</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3措置法令第29条の4第4項.....</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p>	<p style="text-align: center;">優良賃貸住宅等の賃貸が公募要件に該当する 事実を証する明細書の記載の仕方</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3措置法令第29条の4第3項及び第7項.....</p> <p style="text-align: center;">なお、その賃貸する共同家屋が優良賃貸住宅である場合には、措置法令第 29条の4第3項又は第7項のいずれに該当するものであるかも併せて記載し ます。</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p>
<p>(併せて設置されるものの意義)</p> <p>47(1) - 10の2 措置法第47条第3項の規定により特定再開発建築物等に含まれることとなる機械及び装置は、一の計画に基づき建物及びその附属設備又は構築物と併せて設置されるものに限られるのであるから、当該建物及びその附属設備又は構築物を取得してから相当期間を経過した後に設置したものはこれに含まれないことに留意する。</p> <p>(駐車場の用に供される建築物の範囲)</p> <p>47(1) - 11 措置法第47条第3項第2号に規定する駐車場の用に供される建築物の要件とされる特殊の装置が用いられているかどうかは、措置法規則第20条の20第2項第1号に規定する機械及び装置のうち同号イ又は口に掲げる方式による駐車装置が用いられているかどうかにより判定するのであるが、同法</p>	<p>(新 設)</p> <p>(駐車場の用に供される建築物の範囲)</p> <p>47(1) - 11 措置法第47条第3項第2号に規定する駐車場の用に供される建築物の要件とされる特殊の装置が用いられているかどうかは、措置法規則第20条の18第2項第1号に規定する機械及び装置のうち同号イ又は口に掲げる方式による駐車装置が用いられているかどうかにより判定するのであるが、同法</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第47条第3項第2号の規定に該当する特定再開発建築物等については当該建築物に係る建物及びその附属設備と併せて設置される同規則第20条の20第2項第1号イからホまでに掲げる方式による駐車装置並びに自動車用の昇降装置及び方向転換装置を含めて同法第47条第2項の規定を適用することができることに留意する。</p> <p>(自転車駐車場の用に供される建築物の範囲)</p> <p>47(1) - 15 措置法第47条第3項第3号に規定する自転車駐車場の用に供される建築物の要件とされる特殊の装置が用いられているかどうかは、措置法規則第20条の20第2項第2号に規定する機械及び装置のうち同号に規定する駐車装置が用いられているかどうかにより判定するのであるが、同法第47条第3項第3号の規定に該当する特定再開発建築物等については、当該建築物に係る建物及びその附属設備と併せて設置される同規則第20条の20第2項第2号に規定する自転車用の昇降装置も含まれることに留意する。</p> <p>(空隙の意義)</p> <p>47(1) - 23 措置法規則第20条の20第7項.....</p> <p>(路面の中心からの高さ)</p> <p>47(1) - 24 措置法規則第20条の20第7項.....</p> <p>(床面積等の意義)</p> <p>47(2) - 1 措置法令第29条の4第1項、第2項.....措置法規則第20条の20第2項第1号イ.....</p>	<p>第47条第3項第2号の規定に該当する特定再開発建築物等については当該建築物に係る建物及びその附属設備と同時に設置される同規則第20条の18第2項第1号イからホまでに掲げる方式による駐車装置並びに自動車用の昇降装置及び方向転換装置を含めて同法第47条第2項の規定を適用することができることに留意する。</p> <p>(自転車駐車場の用に供される建築物の範囲)</p> <p>47(1) - 15 措置法第47条第3項第3号に規定する自転車駐車場の用に供される建築物の要件とされる特殊の装置が用いられているかどうかは、措置法規則第20条の18第2項第2号に規定する機械及び装置のうち同号に規定する駐車装置が用いられているかどうかにより判定するのであるが、同法第47条第3項第3号の規定に該当する特定再開発建築物等については、当該建築物に係る建物及びその附属設備と同時に設置される同規則第20条の18第2項第2号に規定する自転車用の昇降装置も含まれることに留意する。</p> <p>(空隙の意義)</p> <p>47(1) - 23 措置法規則第20条の18第6項.....</p> <p>(路面の中心からの高さ)</p> <p>47(1) - 24 措置法規則第20条の18第6項.....</p> <p>(床面積等の意義)</p> <p>47(2) - 1 措置法令第29条の4第2項.....措置法規則第20条の18第2項第1号イ.....</p>